



静岡労働局発表
平成28年11月25日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 寄田 茂
賃金指導官 片岡 裕也
(電話) 054-254-6315

平成28年度静岡県特定（産業別）最低賃金の改正決定について

- 静岡労働局長が5件の特定最低賃金を改正決定 -

静岡労働局（局長 ^{のむらえいいち}野村栄一）は、静岡県最低賃金審議会（会長 ^{いししろしゅんこ}居城舜子）からの答申に基づき、下記5件の静岡県特定最低賃金について改正決定し、本日（平成28年11月25日）までに官報に公示しました。

改正後の金額は、同年12月29日に効力が発生します。

【静岡県特定最低賃金改正一覧表】

最低賃金の名称（産業名）	改正金額（時間額）	現行金額（時間額）	引上げ額	効力発生日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	847円	833円	14円	平成28年 12月29日
鉄鋼、非鉄金属製造業	882円	867円	15円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	894円	879円	15円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	866円	851円	15円	
各種商品小売業	836円	823円	13円	

（参考） 静岡県最低賃金は本年10月5日から807円に改正されています。